

議案第1号	副会長の互選について
審議結果	中尾委員を副会長に選出

報告第1号	阪神間都市計画地区計画の決定（西宮市決定）について （宝生ヶ丘地区 地区計画）
	<p>○床面積が小さい共同住宅（ワンルームマンション）を制限しようとしているが、現在地区内に存在しているのか。また空き地、空き家等が増加した際に、ワンルームマンションを制限して問題はないか。</p> <p>【当局回答】 現時点で地区内にワンルームマンションが乱立している状態ではないが、今後空き地、空き家が発生した場合、建つ可能性はある。そのため、地域の意向によりファミリー向けマンションに誘導している。</p> <p>○現在、空き地・空き家は存在しているのか。</p> <p>【当局回答】 空き地・空き家は存在しているが、市内の他の地区に比べて特別多いというわけではない。</p> <p>○第一種低層住居専用地域で建築可能な用途のうち、学校、寺社等の建築を制限しているが、これは地域の意向によるものか。</p> <p>【当局回答】 貴見のとおりである。</p> <p>○幼稚園は建築不可、保育園は150㎡以下であれば建築可と解釈して間違いないか。</p> <p>【当局回答】 貴見のとおりである。</p> <p>○大規模な共同住宅を制限しているが、今後の高齢化や人口減少を考えると、将来ファミリー層や若い人たちをいかに呼び込むのかということが課題になると思う。</p>

【当局回答】

地区内は戸建住宅を中心とした住宅街であり、今後も静かな住環境を守りたいという思いがある。共同住宅を排除しているわけではなく、壁面後退により現在の住環境を保全しようとするものである。

○500㎡以上の敷地に壁面後退を課しているが、地区内に該当する敷地はあるのか。また、今後合筆等で500㎡以上の敷地が発生する可能性はあるのか。

【当局回答】

武庫川の近くには壁面後退の対象となり得る敷地がいくつかある。また、ご指摘の通り、他の箇所についても合筆等で500㎡以上の敷地が発生する可能性はある。

報告第2号	西宮市立地適正化計画の基本的な方針（案）について【報告】
	<p>○国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をもとにするのが基本なのか。厳しい推計ではないのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>ガイドライン等において、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用すべきとされている。</p> <p>仮定に基づいて推計しているので、厳しくなる場合もあれば、そうでない場合もある。</p> <p>○線引き見直しを行なった上で計画すべきでは。</p> <p>【当局回答】</p> <p>立地適正化計画は、市街化区域の中に誘導区域を定めることによって、居住等を誘導していくが、工業等の用途については、区域の外側についても土地利用できるので、線引きとは少し方向性が違う。</p> <p>線引きについては、都市計画区域マスタープラン等とも整合を図りながら、並行して見直していく。</p> <p>○一定コンパクト化している西宮市の立地適正化計画の方向性は、国の考える立地適正化計画の方向性とずれていないか。計画は、必要なのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>立地適正化計画において、都市機能誘導区域、誘導施設の考え方については、新たなものを整備していくということだけではなく、現状が、コンパクトな都市構造を形成し、非常に便利な場所に立地している誘導施設については、地価の安い郊外に転出しないように、誘導区域に位置づけることもできると考えている。また、一定の人口密度を維持することにより、民間の公益的施設や生活サービス施設の立地を誘導していくという意味では、この計画は使えるのではないかと考えている。</p> <p>○生活サービス施設の徒歩圏の設定の根拠</p> <p>【当局回答】</p> <p>国土交通省の都市構造の評価に関するハンドブックを参考に設定している。</p>

○西宮市らしさを出すべきでは。

【当局回答】

この計画で、西宮市らしさを出すのは難しいが、都市機能誘導区域にどういう誘導施設を誘導していくかというところでは、らしさを出せるのではと思う。

また、この立地適正化計画を使って、各所管部署において、施策を展開していくことには使えるのではないかと考えている。

今回は基本的な方針（案）ということで、広くご意見を頂いたうえで、修正が要るのであれば修正し、今後の方針としていきたい。

報告第3号	第7回用途地域等見直しの素案について【報告】
<p>主な質問等</p>	<p>○兵庫医科大学病院の施設更新にあわせての見直しとのことだが、一病院による都合での用途地域の変更は都市計画として問題ないのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>市民生活の安心・安全に寄与する公益施設であり、災害拠点病院や救命救急センターとして阪神南圏域にとっても重要な施設である。また、本地区は大きな街区であるが、周辺は鉄道、河川、幅員の広い道路に挟まれた地区であり周辺の影響が小さいことなどから、問題はないと判断した。</p> <p>○建築審査会で建ぺい率緩和について特例許可はできないのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>個別の敷地単位で建ぺい率の緩和を許可することはできないと伺っている。</p> <p>○都市計画道路の廃止による見直しや道路整備に伴う見直しと、武庫川町の見直しは性質が異なる。都市計画ニュースで市民に情報提供を行うとのことだが、性格の違いがあることを示して意見を聞くべきであるとする。</p>